

国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の概要

1. 背景

平成 23 年 12 月 26 日に施行を予定している東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第 49 条第 5 項並びに第 72 条第 3 項から第 5 項まで及び第 11 項の規定に基づき、復興整備事業に係る許認可等の特例に係る手続及び特定環境影響評価の実施手法等に関する国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則を定めるもの。

※以下において使用する言語は、法において使用する用語の例による。

2. 概要

（1）復興整備事業に係る許認可等の特例に係る手続

復興に向けたまちづくり・地域づくりを円滑かつ迅速に進めていくため、復興整備事業の実施に必要な都市計画事業の認可等及び自然公園法に規定する特別地域における工作物の新築の許可等について、関係者が一堂に会した復興整備協議会における協議を活用することで、関係者との手続を一括して処理できることとし、これにより個別法の手続によることなく、許認可等がなされたものとみなすもの。

（2）特定環境影響評価の実施手法等

法第 72 条に規定された環境影響評価法（平成 11 年法律第 81 号。以下「アセス法」という。）の特例手続（以下「特例手続」という。）に関し、特定環境影響評価の実施手法等について所要の規定を定めるもの。主なポイントについては以下のとおり。

○アセス法では、環境影響評価の手法等の詳細に関して、事業種ごとに主務省令を定めているが、今回の施行規則については、法第 72 条第 1 項に規定されている特定復興整備事業である土地区画整理事業及び鉄道・軌道事業の現行の主務省令^{*1、2}で共通して規定されている事項を抽出し、さらに必要な事項を加えて規定する。

○迅速な復興事業への着手という観点から、通年の現地調査等、特定環境影響評価の実施に当たって時間を要する規定は置かないこととする。（第 7 条関係）

○特例手続ではアセス法の方法書に相当する手続が無いことから、特定環境影響評価の項目の選定又は調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、専門家等から助言を受けることを必須とする。（第 4 条・第 10 条関係）

○アセス法に比べ、事業着手前の手続を大幅に短縮しているが、事業着手後に実施される事後調査については、より一層適切な環境保全を図るため、アセス法に基づく手続よりも実施要件を広く規定する。（第 14 条関係）

※1 土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十三号）

※2 鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行

うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第三十五号）

3. 今後の予定

施行：平成 23 年 12 月 26 日（月）